

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2014年6月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

6月には、韓国の特許審査基準及びデザイン保護法（日本の意匠法に該当）の改正に関する記事を紹介する。デザイン保護法に関しては、韓国特許庁からの発表内容を掲載する。

18日付の連合ニュースによると、韓国特許庁は、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準を改正し、来月から出願される「コンピュータ・プログラム」の請求項について特許を付与することを18日明らかにした。今回の基準改正は、ソフトウェア技術の様々な種類の特許による保護を求める産業界の意見を反映したものである。コンピュータ・プログラムまで特許の対象として認められている米国、日本、欧州など主要国の特許制度と調和を成す必要性が大きくなる点も考慮したと特許庁は説明した。改正された審査基準は、▲審査基準の名称変更、▲コンピュータ・プログラム及びこれに伴う類型も発明として認め、▲コンピュータ・ソフトウェア発明の成立要件の明確化などを主な内容としている。特に、従来の「コンピュータ関連発明の審査基準」から「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準」に名称を変更し、ソフトウェアも特許の対象であることを浮き彫りにさせ、発明の成立要件を満たしているコンピュータ・プログラムの請求項についても、特許法上の物の発明として認め、特許を付与することにした。

27日付のデジタルタイムスによると、来月1日から一つの出願で複数の国にデザインを出願することができるようになり、デザイン権の存続期間が15年から20年に増える。特許庁は、デザイン産業の競争力強化のために、このような内容を盛り込んだ改正デザイン保護法が7月1日から全面施行されると26

日明らかにした。

韓国特許庁の報道資料によると、今回施行されたデザイン保護法は、①ハーグ協定に基づくデザインの国際出願制度（以下「ハーグ出願制度」）の導入、②デザイン権の存続期間の延長をはじめ、創作者の権利保護の強化、③デザイン出願人の利便性向上を主な柱としている。

第一に、「ハーグ出願制度」とは、一つの出願で世界知識財産機構（WIPO）に提出すれば、ハーグ協定加盟国に同時に出願された効果を付与するデザイン国際出願制度である。①それぞれの国ごとに出願代理人を指定する必要がなく、②一つの言語で手続を行うことができてコストが安価であり、③登録されたデザイン権の権利関係の変動などの事後管理をWIPOを通じて一括的に行うことができ、非常に便利である。個人や中小企業も積極的に海外でのデザイン権を獲得することができる契機になると期待される。

第二に、デザイン創作者の権利の保護を強化するため、①デザイン権の存続期間を15年から20年に延長し、②外国のデザインを変形したデザインに対する審査をより厳格にし、③一つのデザインから派生した類似デザインについて独自の権利範囲を付与することにした。また、④出願前に公開され、登録拒否されるデザインを救済してくれる機会を拡大し、⑤デザインが出願された後も、その重要な部分だけをはずして再度出願することができるようにして、デザインのコア部分に対する保護を強化した。

第三に、デザイン出願手続上の不必要的要件を大

幅に廃止し、出願人の利便を大幅に改善した。①一つの願書で100個のデザインまで一度に出願することができるようになり、②軽微なエラーは、審査官が職権で補正して登録を受けることができるようしており、③再審査または審判請求の過程でも、願書を補正することができるようにして、不必要的審査手

続きを繰り返す必要なく、登録を受けることができるようにした。また、④出願が取り下げられた場合、優先権主張申請料などの手数料返還対象を拡大し、⑤やむを得ない事情で登録料を納付しなかった場合、そのような事情が消滅した日から2ヶ月以内に納付することができるよう納付期間を延長した。

《訴訟関係》

- ▲ドイツの特許専門ブログであるフォス・パテンツは先月31日(現地時間)、マーク・レムリー米スタンフォード大学教授をはじめとする法学教授27人が米国の裁判所に、「アップルとサムスン電子の1次訴訟でデザイン特許の問題と関連し、サムスン電子の立場を支持する」という内容の法定意見書を提出したと明らかにした。(3日 東亞)
- ▲韓国の東洋マジックは、特許審判院が、昨年12月に請求した「意匠登録権利範囲確認審判」について、「登録意匠(ハンピョム浄水器)と確認対象意匠(ナノミニ浄水器)は全体的な形状と外観が似ていないので、権利範囲に属していない」と判決したと11日明らかにした。東洋マジックは、昨年12月に特許審判院に意匠登録権利範囲確認審判を請求している。韓国のコーワエイが昨年、東洋マジックのナノミニ浄水器は、自社のハンピョム浄水器のデザインをコピーしたと仮処分訴訟を提起したため行ったものである。(11日 ア経)
- ▲11日、関連業界によると、サムスン・ディスプレーとLGディスプレーは、最近の特許紛争を解決するための実務交渉を中断することを決めた。両社の最高経営陣が知識経済部(現産業通商部)の仲裁で、昨年3月に最初の会合をして以来、約1年ぶりだ。韓国政府当局が直接仲裁に乗り出しても実務交渉が中断された理由は、核心争点である特許の共有に関する問題で、双方の意見の相違が狭まらないからだ。サムスンは特許の共有に積極的に賛成の意思をのぞかせているがLG側は慎重な立場だ。(12日 フア)
- ▲ドイツの知的財産権の専門ブログであるフォス・パテンツは、サムスン電子が去る12日(現地時間)、米連邦控訴裁判所で国際貿易委員会(ITC)の判定の抗告を取り下げ、アップルも翌日同じ判定の抗告を取り下げたと14日明らかにした。(17日 韓経)
- ▲ソウル高裁民事5部は、「ダイソー」というブランド名で加盟事業を運営している(株)ダイソーアソシテイ션産業が、「ダイソーと類似の標章を使って登録サービスマーク権を侵害された」と(株)ダサソート会社の代表を相手に出した訴訟の控訴審で原告敗訴判決した原審を破棄し、「標章の使用を中止し、ダイソーに1億3,300万ウォンを支給せよ」と原告勝訴判決を下したと20日明らかにした。(24日 フア)
- ▲米国連邦巡回控訴裁判所は23日、台湾の産業技術研究所(ITRI)がLG電子を相手に提起した特許侵害訴訟の控訴審で、LG電子はITRIの特許を侵害しなかったとし、原告敗訴の判決を下した。(25日 ソ経)

《立法》

- ▲来年から論文や研究ノートなどのアイディア説明資料だけでも特許を出願できるようになり、有名芸能人などの名称を無断で商標登録することを防ぐための根拠条項も設けられる。韓国特許庁は、このような内容を含んだ特許法と商標法の一部改正案を今月中に公表すると9日発表した。(10日 韓経)
- ▲韓国特許庁は、コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準を改正し、来月から出願される「コンピュータ・プログラム」の請求項について特許を付与することを18日明らかにした。(18日 連合)

- ▲韓国特許庁は、「デザインの新規性喪失例外主張制度」を改めて、7月1日からは、出願の際に主張できなくても関連証明書類だけ出せば保護を受けられるようになると25日明らかにした。(25日 ア経)
- ▲韓国特許庁は、デザイン産業の競争力強化のための改正されたデザイン保護法が7月1日から全面施行されると明らかにした。主な改正内容は、△ハーグ協定によるデザインの国際出願制度導入、△デザイン権の存続期間延長および創作者の権利保護強化、△デザイン出願人の利便性向上など。(27日 デジ)

《行政》

- ▲韓国科学技術情報研究院(KISTI)は、オンライン技術価値評価システムである「スターバリュー4.0(<http://starvalue.or.kr>)」をオープンすると12日明らかにした。スターバリュー4.0は、技術や特許の経済的価値をオンラインで評価できるように実現したシステム。(13日 デジ)
- ▲15日、韓国の政府出捐研究機関の関係者や業界の技術コンサルタントによると、未来部は、KISTIが開発した政府出捐研究所R&Dの成果物である技術・特許の価値を評価するためのオンライン簡易技術価値評価システム(スターバリュー4.0)を来年から大学、政府出捐研究所全体に全面導入することを義務づけする予定だ。韓国未来部は政府出捐研究所の協業体制を構築するために、先月末ETRI、KIST、生命工学研究院、機械研究院、生産技術研究院を技術性評価機関として指定すると通知した。しかし、当該システムの信頼性と使用範囲、コストをめぐる議論が起きている。(17日 電子)
- ▲韓国特許庁は、国内の産業財産権の出願人代表名情報を世界の特許庁の中で初めて構築し、キプリスプラスを通じて16日から民間に無料で提供すると15日明らかにした。(17日 ファ)
- ▲韓国特許庁は、海外商標出願人の利便を高める韓国語MGS(Madrid Goods and Services)ウェブサイトが世界知識財産機構(WIPO)との1年を越える協力の末に開通したと25日明らかにした。MGSではマドリッド国際出願の場合、商品名称をハングルで入力すれば英文翻訳が可能である。(26日 ファ)

《その他》

- ▲ウォールストリート・ジャーナル(WSJ)は16日(現地時間)、サムスン電子がニュアンス・コミュニケーションズの買収を進めていると報道した。WSJはニュアンスが今年の初めからサムスン電子などと会社の売却を協議中と伝えた。ニュアンスは、スマートフォンなどの様々な電子機器に使用される音声認識技術を開発している会社だ。アップルの Siri もニュアンスの音声認識エンジンをベースに作られた。現在、ニュアンスは4,000件以上の特許を保有しており、音声認識技術のロイヤリティだけで毎年1兆ウォン以上を稼いでいる。昨年の売上高は18億6,000万ドルだった。(18日 韓経)
- ▲23日、トムソン・ロイターが発表した「2014年革新現況」報告書によれば、昨年、サムスン電子が携帯電話と半導体、スマートメディア部門において、世界で最も多くの特許を出願したことが明らかになった。(24日 東亜)

※媒体の正式名称(発行社)。

東亞：東亞日報(東亞日報社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、電子：電子新聞(電子新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、連合：連合ニュース(連合ニュース社)